

令和8年度第2回総会（月例）議事録

日 時	令和8年5月28日（木） 午前9時50分開会
場 所	市役所みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室
出席委員 （19名）	仮屋 幸孝（会長） 永尾 寛（会長代理） 鳩宿 隆雄（運営委員） 有村 伊智博 内 たみ子 奥 賢一 押領司 美和子 國生 謙 迫 智子 鳥丸 俊秀 中村 敬志 浜田 春義 林 大史 平原 隆一 枇榔 稔 福永 大悟 穂満 和廣 室屋 智美
欠席委員 （1名）	黒沢 佐和美
事務局	事務局長 児玉 主 幹 竹之内 支局主任 山崎、小山田、伊東、陣ヶ尾、川島、平田、小村、田代、取違 専門員 東中川、高山、吉満、内村、折田、前薊、栗須 主 査 上崎 主 任 西村、指宿、山口、矢崎、真方 技 師 井出
農政総務課	
議 題	1 農地法第3条許可申請に関する件 2 農地転用事業計画変更に関する件 3 農地法第5条許可申請に関する件 4 非農地認定に関する件 5 農地利用変更届出に関する件 6 農用地利用集積等促進計画に関する件 7 地域計画に係る意見書に関する件 8 令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）について
報告事項	1 法務局から照会のあった農地等の現況について 2 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 3 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 4 農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告について 5 農用地利用集積等促進計画に関する報告について 6 「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に関する報告について

議 長 事 務 局 議 長	開 会（午前9時50分） 定刻になりましたので、ただいまから、令和8年度第2回総会を開催いたします。 まず、議案の修正がありますので、事務局より報告をお願いします。 資料の修正をお願いいたします。 別冊資料2ですが、表紙の議案第2を議案第6号に修正をお願いします。 それでは、本日の出席委員数について報告いたします。 19人中18人の出席で、過半数以上の出席でございますので、会は成立いたしております。 なお、欠席届が、黒沢委員から出されています。 また、本日は傍聴者が1名いらっしゃいますのでご報告いたします。 傍聴人におかれましては、鹿児島市農業委員会会議規程第11条の規定に基づき、定められた場所で傍聴し、議長の指示に従っていただきますようお願いいたします。 次に、議事録署名者を決めなければなりません、私からご指名申し上げてよろしいでしょうか。 （異議なしの声） それでは、押領司委員、迫委員をお願いいたします。 今回は、会長の依頼により、農政総務課の担当者に出席していただいております。 次に、議事参与の制限についてお知らせします。 議題6．「農用地利用集積等促進計画に関する件」につきましては、議事参与の制限となっておりますのでよろしくお願いします。 議題の審議に入って参ります。
--	---

議 題	
議題 1. 農地法第 3 条許可申請に関する件 1 ページ～ 5 ページ 15 件	
議 長	議題 1. 「農地法第 3 条許可申請に関する件」を審議します。 まず、谷山、13 番委員お願いします。
13 番 委 員	ご報告します。 番号 1 号、申請事由：労力不足、相手要望、権利の種別：所有権移転、売買。 番号 2 号、労力不足、相手要望、所有権移転、売買。 この件について、補足して説明します。 譲受人は、現在の経営農地はありませんが、3 年以上の耕作経験があることから、新規就農には該当しません。 番号 3 号、労力不足、規模拡大、所有権移転、売買。 以上です。
議 長	次に、吉田、10 番委員お願いします。
10 番 委 員	ご報告します。 番号 4 号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。 番号 5 号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。 この件について、補足説明いたします。 番号 4 及び 5 の譲受人は、現在経営農地はありませんが、親の農地の耕作を手伝う等して、30 年以上の農作業経験があるため、新規就農には該当しません。 番号 6 号、労力不足、相手要望、所有権移転、売買。 この件について、補足説明いたします。 譲受人は、現在経営農地はありませんが、親の農地の耕作を手伝う等して、20 年以上の農作業経験があるため、新規就農には該当しません。 以上です。
議 長	次に、桜島、4 番委員お願いします。
4 番 委 員	ご報告します。 番号 7 号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。 この件について、補足して説明します。 譲受人は、現在の経営農地はありませんが、従来より本市において 7 年以上の営農経験があることから、新規就農には該当しません。 以上です。
議 長	次に、喜入、17 番委員お願いします。

1 7 番 委 員	ご報告します。 番号 8 号、労力不足、規模拡大、所有権移転、売買。 番号 9 号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。 番号 10 号、相手要望、その他（試験研究）、所有権移転、売買。 この件について、補足説明をいたします。 譲受人は、農薬研究等を行っている一般法人です。申請地を農薬の試験場として利用することから、農地法の不許可の例外規定である農地法施行令第 2 条第 1 項第 1 号イに該当しますので、許可できるものと判断したものです。 以上です。
議 長	次に、松元、16 番委員お願いします。
1 6 番 委 員	ご報告します。 番号 11 号、相手要望、規模拡大、所有権移転、売買。 番号 12 号、相手要望、規模拡大、所有権移転、売買。 以上です。
議 長	次に、郡山、7 番委員お願いします。
7 番 委 員	ご報告します。 番号 13 号、相手要望、新規就農、所有権移転、売買。 番号 14 号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。 この件について、補足説明いたします。 譲受人は、現在、経営農地はありませんが、4 年以上の耕作経験があることから、新規就農には該当しません。 番号 15 号、その他資金、規模拡大、所有権移転、売買。 この件について、補足説明いたします。 譲渡人の申請事由について、その他資金とありますが、療養その他の生活資金によるものです。 以上です。

議 長	ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。 別冊資料１にありますように、番号１０号は、農地法施行令第２条第１項第１号イの不許可の例外規定に該当し、それ以外の全ての案件は、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。お目通しをお願いいたします。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。 〔「異議なし」の声あり〕 ご意見、ご質問もないようですので、議題１．「農地法第３条許可申請に関する件」１５件につきましては、原案どおり許可することに決定し、申請人に許可書を交付することといたします。
議題２．農地転用事業計画変更に関する件 ６ページ １件	
議 長	次に、議題２．「農地転用事業計画変更に関する件」を審議します。 議題３．「農地法第５条許可申請に関する件」吉野の番号１０号の案件が、この事業計画変更に関連するので併せて、審議していただききたいと思います。 吉野、１１番委員お願いします。
１１番委員	ご報告します。 番号１号、変更前：建売住宅１棟６２．５５㎡、車庫１棟１５．６７㎡、庭敷地等２３３．７８㎡、変更後：住家１棟５０．０２㎡、車庫１棟１８．１９㎡、倉庫１棟７．５０㎡、庭敷地等２３６．２９㎡、申請事由：承継人が一般住宅とするもの。権利の種別：所有権移転、許可日：令和３年２月１９日、許可番号：農委第０２３５－３０号。 ９ページの第５条番号１０と関連がありますので、併せて読み上げさせていただきます。 ９ページをお願いします。 番号１０号、用途・施設：住家１棟５０．０２㎡、車庫１棟１８．１９㎡、倉庫１棟７．５０㎡、庭敷地等２３６．２９㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東…市道、西・南…雑種地、北…原野、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、污水…合併浄化槽。 以上です。

議	長 ただいま、調査員から説明がありました。 今回の第5条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、第2種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。 〔「異議なし」の声あり〕 ご意見、ご質問もないようですので、議題2.「農地転用事業計画変更に関する件」1件につきましては、原案どおり承認するものと決定いたします。 また、議題3.「農地法第5条許可申請に関する件」番号10号につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。
議題3. 農地法第5条許可申請に関する件 7ページ～11ページ 19件	
議	長 次に、議題3.「農地法第5条許可申請に関する件」を審議します。 先ほど吉野の1件につきましては、議題2.「農地転用事業計画変更に関する件」と併せて審議しておりますので、それ以外の18件について審議していただききたいと思います。 まず、谷山、13番委員お願いします。

1 3 番 委 員	ご報告します。 番号1号、用途・施設：住家1棟69.75㎡、庭敷地等388.25㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東…渡人畑、西…宅地、南…他人畑、北…農道、境界…ブロック積、雨水…農道側溝、汚水…合併浄化槽、権利の種別：所有権移転、売買。 番号2号、通路159.00㎡、東…水路、西…原野、南…別件5条申請地、北…雑種地、境界…ブロック積、雨水…自然流下、所有権移転、売買。 番号3号、宅地分譲2区画437.00㎡、東…水路、西…他人畑、南…他人田、北…別件5条申請地、境界…ブロック積、コンクリート擁壁、雨水…水路放流、汚水…公共下水道、所有権移転、売買。 番号2及び番号3について、補足して説明いたします。 申請地は道路に接していませんが、東側の水路に蓋をして出入りします。 番号4号、蓄電施設764.00㎡、駐車場124.00㎡、転回場288.00㎡、緩衝地1,236.00㎡、東…市道、雑種地、西…里道、南…水路、雑種地、他人畑、北…市道、境界…土留、雨水…自然流下、所有権移転、売買。 この件について、補足して説明いたします。 蓄電池施設とは、日中に生じた余剰電力を一時的に保管し、必要に応じて安定した電力を放出する施設であり、発電施設を伴わない施設になります。 番号5号、住家1棟66.25㎡、庭敷地等255.75㎡、東…他人畑、西…宅地、南・北…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。 この件について、補足して説明いたします。 申請人は、必要な手続きを経ずに、平成24年12月頃から駐車場として利用していたことから、今回始末書添付のうえ申請されたものです。 転用等を行う場合は、農地法の許可を受けなければならないこと、今後は、このようなことのないよう指導いたしました。 以上です。
議 長	次に、伊敷、19番委員お願いします。
1 9 番 委 員	ご報告します。 番号6号、資材置場1,107.00㎡、東…農道、西・北…山林、南…他人田、境界…土留、雨水…自然流下、所有権移転、売買。 番号7号、宅地分譲2区画474.00㎡、東・南…渡人畑、西・北…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。 この件について補足説明をいたします。 申請地は、伊敷支所から西へ約5.8kmに位置する、おおむね10ha以上の農地の広がりのある「第1種農地」に該当します。 第1種農地は原則として農地転用することができませんが、第1種農地の不許可の例外である、農地法施行規則第33条第4号の「集落接続施設」に該当するため、今回の転用許可はやむを得ないと判断いたしました。 以上です。

議 長	次に、吉野、１１番委員お願いします。
１１番委員	ご報告します。 番号８号、住家１棟７７．０１㎡、庭敷地等３６２．９９㎡、東…里道、西…宅地、南…他人畑、北…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、污水…合併浄化槽、所有権移転、売買。 番号９号、貸資材置場６２．００㎡、通路２０．００㎡、転回場等２１１．００㎡、東・西…宅地、南…市道、北…渡人畑、境界…土留、雨水…自然流下、所有権移転、売買。 番号１１号、車両置場２６４．００㎡、転回場等５２７．００㎡、東・南…他人田、西…河川、北…宅地、境界…ブロック積、雨水…自然流下、所有権移転、売買。 この件について、補足説明いたします。 申請地の車両置場は、直接、道路に接しておりませんが、今回、既存建物を事務所として同時購入する市道に接している宅地を経由して、進入するものです。 以上です。
議 長	次に、吉田、１０番委員お願いします。
１０番委員	ご報告します。 番号１２号、建売住宅２棟１７２．２４㎡、庭敷地等６５８．７６㎡、東…市道、西…雑種地、南・北…他人畑、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、污水…合併浄化槽、所有権移転、売買。 番号１３号、住家１棟７４．５２㎡、庭敷地等４０８．４８㎡、東・南・北…水路、西…渡人畑、境界…ブロック積、雨水…水路放流、污水…合併浄化槽、所有権移転、売買。 この件について補足説明いたします。 周囲の状況は水路及び渡人畑であり、道路に接していませんが、東側に所在する市道と接続する予定であり、市の道路・水路管理者と協議済です。 また、申請地は、吉田支所から北東約２．１ｋｍに位置する、特定土地改良事業等の施行区域内にある「第１種農地」です。 第１種農地は原則として農地転用することはできませんが、第１種農地の不許可の例外である、農地法施行規則第３３条第４号の「集落接続施設」に該当することから、今回の転用許可はやむを得ないと判断いたしました。 以上です。
議 長	次に、喜入、１７番委員お願いします。

1 7 番 委 員	ご報告します。 番号14号、住家1棟81.98㎡、通路71.00㎡、庭敷地等300.02㎡、東…宅地、他人田、西・南…水路、北…宅地、市道、境界…ブロック積、雨水…水路放流、污水…合併浄化槽、所有権移転、売買。 番号15号、住家1棟103.51㎡、庭敷地等120.49㎡、東…鉄道用地、西…市道、南…水路、北…宅地、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、污水…合併浄化槽、所有権移転、売買。 以上です。
議 長	次に、松元、16番委員お願いします。
1 6 番 委 員	ご報告します。 番号16号、駐車場418.50㎡、転回場等791.50㎡、東…市道、西…他人畑、南…宅地、北…宅地、他人畑、私道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、賃貸借権。 この件について補足説明いたします。 申請地は松元支所から東北東へ約2.6kmに位置する、特定土地改良事業等の施行区域内にある「第1種農地」です。 第1種農地は原則として農地転用することはできませんが、第1種農地の不許可の例外である、農地法施行規則第33条第4号の「集落接続施設」に該当することから、今回の転用許可はやむを得ないと判断しました。 番号17号、宅地分譲5区画1,894.00㎡、東…私道、西…渡人畑、宅地、南…市管理道路、北…里道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、所有権移転、売買。 番号18号、住家1棟76.18㎡、庭敷地等189.82㎡、東…他人田、西…市道、南…渡人畑、北…雑種地、境界…ブロック積、雨水…河川放流、污水…合併浄化槽、所有権移転、贈与。 この件について補足説明します。 申請地は河川に隣接しておりませんが、市道の先が河川となっていることから、雨水は、直接河川に放流します。 以上です。
議 長	次に、郡山、7番委員お願いします。
7 番 委 員	ご報告します。 番号19号、クヌギ125本1,050.00㎡、東・南…山林、西…私道、北…宅地、山林、境界…土留、雨水…自然流下、所有権移転、贈与。 この件について、補足説明いたします。 譲受人は、譲渡人である兄と甥から、自宅の南側にある申請地の贈与を受け、椎茸栽培用の原木として、クヌギを植林するものです。 以上です。

議 長	ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。 今回の第5条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、番号7、13、16号は、第1種農地、それ以外は全て、第2種、第3種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。 〔「3番委員」挙手あり〕 はい、3番委員どうぞ。
3 番 委 員	番号17ですが、市管理道路とありますが、市道とどう違うのでしょうか。
松 元 支 局	市道認定されていない道路になりますが、市が管理している道路となります。
3 番 委 員	それはわかります。市道とはどう違うのかということです。例えば車は通れないが人は通れるとか、そういう違いはありますか。
松 元 支 局	現状は普通の道路です。そこまで松元建設事務所に聞いてなかったのですが、市道かどうか確認したところ、市道ではないが、市が管理している道路であるとの説明がありました。
事 務 局	市道については、市の道路管理課の方で審査を受けて認定したもので、その道路については、皆さんが公平に使えます。市管理道路は、認定されていないので、そこを使って例えば家を建てるとかいう時は、管理者に対して許可を受ける必要があります、ハードルが上がります。基本的には、市道も市管理道路も、隣接して家が建てるのがだめだということは基本ないです。認定されているかいないかの違いです。
3 番 委 員	わかりました。
議 長	ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。 〔「異議なし」の声あり〕 ご意見、ご質問もないようですので、議題3.「農地法第5条許可申請に関する件」18件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。 但し、第1種農地である番号7、13、16号につきましては、「県農業会議」に意見聴取し、許可して差し支えない旨の回答を得た後、許可書を交付することといたします。

議題４．非農地認定に関する件 １２ページ～１３ページ ７件		
議	長	次に、議題４．「非農地認定に関する件」を審議します。 まず、本局、１２番委員お願いします。
１２番委員		ご報告します。 番号１号、調査結果：住家１棟、６０年経過、現況宅地。 以上です。
議	長	次に、伊敷、１９番委員お願いします。
１９番委員		ご報告します。 番号２号、調査結果：３０９８：杉、雑木自然繁茂、約４０年経過、現況山林。 １８４：住家１棟、５１年経過、現況宅地。 以上です。
議	長	次に、吉野、１１番委員お願いします。
１１番委員		ご報告します。 番号３号、調査結果：唐竹・雑木自然繁茂、約４０年経過、現況山林。 番号４号、調査結果：唐竹・雑木自然繁茂、約５０年経過、現況山林。 以上です。
議	長	次に、松元、１６番委員お願いします。
１６番委員		ご報告します。 番号５号、調査結果：店舗１棟、１５年経過、現況宅地。 番号６号、調査結果：雑木自然繁茂、約３０年経過、現況山林。 番号７号、調査結果：杉、雑木自然繁茂、約４０年経過、現況山林。 以上です。
議	長	ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。 〔「異議なし」の声あり〕 ご意見、ご質問もないようですので、議題４．「非農地認定に関する件」７件 につきましては、原案どおり認定することに決定いたします。

議題 5. 農地利用変更届出に関する件 14 ページ 1 件		
議	長	次に、議題 5.「農地利用変更届出に関する件」を審議します。 それでは、谷山、13 番委員お願いします。
13 番委員		ご報告します。 番号 1 号、埋立理由・工事内容及び変更後の使用目的：周辺土地より低いため、盛土をして畑としての利便性を高める。工事開始日：令和 8 年 6 月 1 日、工事終了日：令和 8 年 8 月 31 日、周囲の状況：東・北…宅地、西・南…本人畑、境界…ブロック積、高さ 1 m、作物…野菜、搬入土…黒土、宅地造成及び特定盛土等規制法 12 条。 以上です。
議	長	ただいま、調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。 〔「異議なし」の声あり〕 ご意見、ご質問もないようですので、議題 5.「農地利用変更届出に関する件」1 件につきましては、原案どおり受理することに決定いたします。
議題 6. 農用地利用集積等促進計画に関する件 別冊資料 2 15 件		
議	長	次に、議題 6.「農用地利用集積等促進計画に関する件」を審議します。別冊資料 2 です。 まず、冒頭で申し上げました「議事参与の制限」について再度お知らせいたします。 20 ページから 21 ページにつきましては、17 番委員自身が、43 ページから 51 ページにつきましては、7 番委員自身が、申請人となっている案件でございます。 従いまして、17 番委員、7 番委員におかれましては、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、議事に参与することができませんので、順次しばらく離席いただき、その間に審議し、再び着席していただくことにします。 まず、17 番委員におかれましては、離席をお願いします。 (17 番委員離席後) 20 ページから 21 ページにつきまして、事務局から説明をお願いします。

事務局	17番委員の議事参与の制限の案件について、ご説明いたします。 別冊資料2の2ページをご覧ください。 番号7の農地中間管理権の設定等を受ける者が議事参与の対象になっております。 現況は田2筆で、面積は1,707.00㎡、貸借期間は令和8年8月1日から令和14年7月31日、契約期間は6年、権利の種類は使用貸借権となっております。 設定する利用権の詳細及び借受人の農業経営の状況については、20ページから21ページに記載がございますので、お目通しをお願いいたします。 以上です。
議長	ただいま、事務局から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。 〔「異議なし」の声あり〕 ご意見、ご質問もないようですので、議題6.「農用地利用集積等促進計画に関する件」20ページから21ページにつきましては、原案どおり承認することに決定いたします。 次の案件の審議に入ります前に、17番委員におかれましては、ご着席をお願いします。7番委員におかれましては、離席をお願いします。 (17番委員着席、7番委員離席後) 43ページから51ページにつきまして、事務局から説明をお願いします。
事務局	7番委員の議事参与の制限の案件について、ご説明いたします。 別冊資料2の4ページをご覧ください。 番号12の農地中間管理権の設定等を受ける者が議事参与の対象になっております。 現況は田12筆で、面積は9,415.00㎡、畑2筆で、面積は1,047.00㎡、貸借期間は令和8年8月1日から令和18年7月31日、契約期間は10年、権利の種類は使用貸借権となっております。 設定する利用権の詳細及び借受人の農業経営の状況については、43ページから51ページに記載がございますので、お目通しをお願いいたします。 以上です。

議 長	ただいま、事務局から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。 〔「異議なし」の声あり〕 ご意見、ご質問もないようですので、議題６．「農用地利用集積等促進計画に関する件」４３ページから５１ページにつきましては、原案どおり承認することに決定いたします。 残りの案件の審議に入ります前に、７番委員におかれましては、ご着席をお願いします。 （７番委員着席後） 審議に戻ります。 残りの１３件及び先ほどの２件を併せて、一括して事務局から説明をお願いします。
事 務 局	議題６．「農用地利用集積等促進計画に関する件」について先程の分も含めまして説明します。 令和８年８月１日から契約開始予定の農用地利用集積等促進計画になります。 １ページをご覧ください。集計表になります。 賃貸借権１０筆、９，３５６．００㎡、使用貸借権６３筆、５０，７９８．００㎡、合計１５件、７３筆、６０，１５４．００㎡となっております。 ２ページから５ページが令和８年８月１日から契約開始予定の一覧表になります。 設定する利用権の詳細及び借受人の農業経営の状況については、６ページから５９ページに記載がございますので、お目通しをお願いいたします。 以上です。
議 長	ただいま、事務局から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。 〔「異議なし」の声あり〕 ご意見、ご質問もないようですので、議題６．「農用地利用集積等促進計画に関する件」１３件につきましては、原案どおり承認することに決定いたします。

議題 7. 地域計画に係る意見書に関する件 別冊資料 3 1 件		
議	長	次に、議題 7.「地域計画に係る意見書に関する件」を審議します。別冊資料 3 です。 農政総務課から説明をお願いします。
吉田支局主任		別冊資料 3 の 5 ページをお開きください。 本名後西部の地域計画の主な変更内容です。 2. 目標地図にありますように、本名町 5 4 8 5－6 を除外しております。 それに伴い、1. 地域農業の将来の在り方や担い手への集積状況等にありますように、区域内の農用地等面積が減少しましたが、この農地は担い手以外の方が耕作する農地だったので、現状の集積率が 1. 5 % 上昇しております。 以上です。
議	長	ただいま、農政総務課から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。 〔「異議なし」の声あり〕 議題 7.「地域計画に係る意見書に関する件」1 件につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。
議題 8. 令和 7 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）について 別冊資料 4		
議	長	次に、議題 8.「令和 7 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）について」を審議します。別冊資料 4 です。 事務局から説明をお願いします。

事 務 局	令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）について、ご説明申し上げます。 この制度は、各農業委員会は、農業委員会等に関する法律第6条第2項の規定により、農地利用の最適化の推進に係る活動の透明性を確保するため、法第37条の規定により、農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況について、公表しなければならないとなっております。今回審議していただきまして、ご承認いただきましたら、この結果を公表するという形になります。 別冊資料4 1ページをご覧ください。 I 農業委員会の状況につきましては、7年4月1日現在の数字となります。お目通しください。 2ページをご覧ください。 II 最適化活動の実施状況 1 最適化活動の成果目標 （1）農地集積 ③ 実績 7年度の新規集積面積マイナス7.1ha 今年度末の集積面積累積391.1ha 今年度末の集積率13.4%、目標に対する達成状況94.4%となっております。 新規集積面積がマイナスとなっておりますが、これは、担い手の数が1年間で差し引き10名減少しており、それに伴い集積面積が減少したことが一因であると思われます。 農業委員会の点検結果 農家戸数が減少するなか、認定農業者等の担い手農家も少なく、また、土地条件が悪いところが多いことから、集積が進まない。としております。 続いて（2）遊休農地の発生防止・解消です。 3ページをご覧ください。 ③ 実績 ア 既存遊休農地の解消 a 緑区分の遊休農地の解消 今年度の緑区分の遊休農地の解消実績面積11.89ha 今年度の目標に対する達成状況19.8%となっております。 イ 新規発生遊休農地の解消 前年度に発生した緑区分の遊休農地の解消実績面積0.3ha となっております。 ④ その他 農業委員会の点検結果 現地調査等により利用状況調査を行い、状況によって非農地判断等必要な措置を行った。としております 続いて（3）新規参入の促進です。 4ページをご覧ください。 ③ 実績 新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表した農地の面積は 3.09ha となっております。 なお、新規参入者の参入経営対数は35経営体、取得農地面積は6.52haです。 農業委員会の点検結果 新規参入者については昨年に比べ増加したものの、同意を得られたものが半数程度であったため目標に達しなかった。
--------------	--

		2 最適化活動の活動目標 (2) 活動強化月間の設定 ② 実績 活動強化月間の設定回数3回となりました。 令和7年8月 遊休農地の解消を目的として農地パトロールを実施 令和7年9月 遊休農地の解消を目的として農地パトロールを実施 令和7年10月 農地リレーションシップ活動の強化、を行っております。 5ページをご覧ください。 (3) 新規参入相談会への参加 ② 実績 令和7年11月に開催されました、鹿児島市農林水産まつりにおきまして、就農相談、農地相談への対応を図りました。 これを踏まえて農業委員会の達成状況の評語ですが、国が示している基準に照らし合わせた結果、「目標に対して期待どおりの結果が得られた。」となりました。 推進委員等の点検・評価結果 こちらは評語と人数だけの公表になります が、現在集計中でございますので、空欄となっております。 来月完全版をお示ししたいと考えております。 以上が農業委員会の活動に対する公表案となります。 最後に6ページをご覧ください。 Ⅲ 事務事業の実施状況を記載しておりますので、お目通しをお願いします。 以上で説明を終わります。
議	長	ただいま、事務局から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。 〔「異議なし」の声あり〕 議題8. 「令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表(案)について」は、原案どおり承認することに決定いたします。 議題の審議は以上です。 続きまして、報告事項に入ります。

報 告 事 項		
1. 法務局から照会のあった農地等の現況について 15ページ～17ページ 3件		
議 長		次に、報告事項1「法務局から照会のあった農地等の現況について」 まず、谷山、13番委員お願いします。
13番委員		報告します。15ページです。 照会日：令和8年4月16日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化区域内 にあり、現況非農地である。 処理状況：令和8年4月30日 鹿児島地方法務局へ報告済。 次に、16ページです。 照会日：令和8年4月24日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化調整区 域内にあり、現況非農地である。 処理状況：令和8年4月30日 鹿児島地方法務局へ報告済。
議 長		次に、桜島、4番委員お願いします。
4番委員		報告します。17ページです。 照会日：令和8年4月28日、現況：非農地、調査結果：該地は都市計画区域 外にあり、現況非農地である。 処理状況：令和8年5月12日 鹿児島地方法務局へ報告済。
2. 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 18ページ～20ページ 12件		
3. 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 21ページ～25ページ 12件		
4. 農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告について 26ページ～27ページ 4件		
5. 農用地利用集積等促進計画に関する報告について 28ページ～45ページ 27件		
議 長		次に、報告事項2「農地法第3条の3届出専決に関する報告について」 報告事項3「農地法第4条・5条届出専決に関する報告について」 報告事項4「農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告について」 報告事項5「農用地利用集積等促進計画に関する報告について」 事務局の報告をお願いします。

事 務 局	18ページをお開き下さい。 報告事項2 農地法第3条の3届出専決に関する報告の集計表です。 この専決処理は、農地等について相続などで権利の取得があった場合は、市町村の農業委員会に届出を要するもので、今回の届出は12件です。 登記地目別では、田7筆、4,492.00、畑33筆19,790.04㎡となっております。取得した事由別数は、相続が12件、権利の種別は、所有権が12件、農業委員会によるあっせん等は、有が1件、無が11件となっております。 19ページから20ページは、農地法第3条の3関係の内容です。 お目通しをお願いいたします。
事 務 局	次に、21ページをお開き下さい。 報告事項3 農地法第4条・第5条届出専決に関する報告の集計表です。 これらは、市街化区域内農地の転用届出に関するもので、事務局長の専決で処理しましたものです。 転用目的別では、第4条関係では、上から順に一般住宅が1件、共同住宅が2件、合計3件となっております。 第5条関係では、上から順に一般住宅が7件、共同住宅が1件、駐車場1件、合計9件となっております。 22ページは、4条関係3件、23ページから25ページは、5条関係9件の内容です。お目通しをお願いいたします。
事 務 局	次に、26ページから27ページをお開き下さい。 報告事項4 農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告についてです。 吉野地区で2件、松元地区で1件、郡山地区で1件、合意解約の通知が出ております。 お目通しをお願いいたします。
事 務 局	次に、28ページをお開き下さい。 報告事項5 農用地利用集積等促進計画に関する報告についてです。 これは、先に開催した総会において、「同計画に係る意見書に関する件」として、審議いただいた件について、県知事の認可があったことを報告するものです。 右側の一番下になります。 賃貸借権10件、23筆、23,638.00㎡、使用貸借権17件、44筆、42,993.80㎡、合計27件、67筆、66,631.80㎡です。 29ページから45ページは、農用地利用集積等促進計画の内容です。お目通しをお願いいたします。

6. 「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に関する報告について 別冊資料5 49件	
事務局	報告事項6 「「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に関する報告について」報告いたします。 別冊資料5 ご覧下さい。 先月の地区推進協議会等で計49筆32,709㎡の非農地判断を実施して頂いております。 実施結果に基づきまして、備考欄の通知日に所有者へ通知書を送付しております。関係部署については総会終了後に通知する予定です。内容につきましては、お目通しをお願いいたします。
議長	ありがとうございました。 本日の議事は、全て終了しました。 (議事終了：午前10時35分) 続きまして、事務局から何か連絡事項等はございませんか。
事務局	・令和8年度第3回総会（月例）開催日時は、 6月29日（月）午後2時開会 みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室 ・令和8年度第1回合同委員会開催日時は、 6月29日（月）午後3時15分開会 みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室
議長	以上で、本日の総会を終了いたします。 農繁期に入ってまいりました。熱中症等十分気を付けて頂きたいと思います。それと、農機具等の事故が多発しているようでございますので、農作業を行う時は、十分気を付けて頂きたいと思います。よろしくお願いします。 以上で終わります。 閉 会（午前10時40分）